

山形県情報公開条例

平成9年12月22日

山形県条例第58号

改正 平成12年7月18日条例第50号
平成12年10月13日条例第62号
(平成13年7月10日条例第35号)
平成14年3月22日条例第9号
(平成14年10月11日条例第52号)
平成16年3月19日条例第14号
(平成16年12月20日条例第55号)
平成17年10月11日条例第93号
(平成19年3月16日条例第12号)
平成19年3月16日条例第15号
平成20年3月21日条例第6号
平成27年3月20日条例第7号
平成27年12月25日条例第58号

山形県情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の県政に関する情報の公開を請求する権利につき定めることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する適正な評価の確保及び参加の促進を図り、もって県民の県政に対する理解と信頼を深め、及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者、病院事業管理者及び県が設立団体である地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 実施機関の職員 実施機関及びその委員並びに実施機関の附属機関の構成員及び事務部局（教育委員会にあっては、学校その他の教育機関を含む。）の職員（副知事及び県が設立団体である地方独立行政法人の役員を含む。）をいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの
 - ロ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
- (4) 開示 閲覧に供し、又は写しを交付することその他規則で定める記録媒体については規則で定める方法により情報を提供することをいう。

(適正使用)

第3条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求するものは、この条例により認められた権利を正当に行使するとともに、公文書の開示により得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(開示の請求)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

2 前項の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 開示を請求する公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、第1項の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(実施機関の開示義務等)

第5条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書の開示をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合は、実施機関は、当該公文書の開示をしてはならない。

3 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分（以下「不開示部分」という。）が当該不開示部分を除いた部分（以下「開示部分」という。）と容易に区分することができるときは、前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者に対し、当該開示部分の開示をしなければならない。ただし、当該開示部分に客観的に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

4 閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(不開示情報等)

第6条 前条に規定する不開示情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示により、公にしなければならないこととされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。）

ハ 人の生命、身体、健康、財産又は生活（以下「人の生命等」という。）を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報

ニ 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内

容に関する情報であって、公益上開示をすることがより必要であるもの（開示をすることにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを除く。）として規則で定めるもの

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から人の生命等を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報を除く。

イ 開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報

ロ 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束（法人等又は個人において一般に公にされていない等当該約束の締結に合理的な理由があると認められるものに限る。）の下に、任意に提供された情報

(4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるに足りる相当の理由がある情報

(5) 県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、公営企業の経営その他の県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

(7) 実施機関が保有する国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人（当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあっては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。）に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であって、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

2 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることが、前条第2項の規定により保護しようとする利益を前項の不開示情報を公にする場合と同様に害することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにせず、当該公文書の開示をしないことができる。

（公益上の理由による裁量的開示）

第6条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（開示請求に対する決定等）

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をするときは、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をしないときは、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前2項の期間内に前2項に規定する決定（以下「開示等決定」という。）をすることができないときは、30日を限度として、これを延長することができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、その旨、前2項の期間内に開示等決定をするこ

とができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。

- 4 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務又は事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該公文書の相当の部分につき、当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第1項及び第2項の期間内に前項後段の規定の例により開示請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書が当該実施機関以外の実施機関により作成されたものであるときその他相当の理由があるときは、関係実施機関と協議の上、事案を移送することができる。この場合においては、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第9条 開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、実施機関は、開示等決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 前項の場合において、第6条第1項第2号ハ、同項第3号ただし書又は第6条の2の規定に該当することにより開示の決定をする公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等決定をするに際し、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合等相当の理由があるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により第三者の意見を聴き、又は前項の規定により第三者に意見を述べる機会を与えた場合において、当該第三者に関する情報が記録されている公文書の開示の決定をしたときは、実施機関は当該第三者に対し、規則で定めるところにより、通知するものとする。

(手数料)

第10条 県は、開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたもののうち次の各号に掲げるものから、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 文書、図画又は写真について写しの交付により開示を受けるもの 交付する写しの枚数(日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。)1枚につき10円(規則で定める写しにあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額)
- (2) 第2条第3号に規定する情報が記録された規則で定める記録媒体について開示を受けるもの 当該記録媒体の種類に応じ、同条第4号に規定する規則で定める方法ごとに190円を超えない範囲で規則で定める額
- 2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。ただし、知事、企業管理者及び病院事業管理者は、手数料を納付したものが、そのものの責めに帰すことができない理由により、開示の決定に係る公文書の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 3 知事、企業管理者及び病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

(県が設立団体である地方独立行政法人の公文書の開示費用)

第10条の2 県が設立団体である地方独立行政法人から開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたものは、当該開示に要する費用(以下「開示費用」という。)を負担しなければならない。

- 2 開示費用の額は、実費の範囲内において、前条第1項の手数料の額を参酌して、当該地方独立行政法人が定める。
- 3 県が設立団体である地方独立行政法人は、開示費用の額を定めたときは、これを公表しなければならない。

(県が設立団体である地方独立行政法人に対する審査請求)

第10条の3 県が設立団体である地方独立行政法人がした開示等決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第10条の4 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第11条 開示等決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合

(他の制度との調整)

第12条 法令等(山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)を除く。)の規定により公文書を開覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書の開覧若しくは縦覧又は写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

(適用除外)

第13条 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(情報公開の総合的な推進)

第14条 実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、情報の提供その他情報公開に関する施策の充実を図り、県民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

- 2 実施機関は、この条例の円滑な運用を確保するため、資料の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、情報公開の推進及びこの条例の規定に基づき開示請求をしようとするものの利便性の向上に資するため、情報公開に係る総合的な案内のための窓口を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(公文書の管理)

第16条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項について定めるとともに、これを公表しなければならない。

(出資法人の情報公開)

第17条 県が出資している法人(県が設立団体である地方独立行政法人を除く。)のうち実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導を行うものとする。

(指定管理者の情報公開)

第18条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の当該管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項の措置を講ずるよう指導を行うものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。
(県が設立団体である地方独立行政法人に関する経過措置)
- 2 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした決定その他の行為のうち当該地方独立行政法人の成立の際現にその効力を有するもので、同日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした決定その他の行為とみなす。
- 3 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の際現にこの条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立の日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

附 則 (平成12年7月18日条例第50号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号、第6条第1項第2号及び第4号並びに第11条の改正規定並びに次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成13年規則第92号で平成13年10月1日から施行)

- 2 この条例の施行の日前になされた請求に係る公文書の開示及び当該開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の山形県情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年10月13日条例第62号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年7月10日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日条例第9号)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前になされた請求に係る公文書の開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の第10条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成14年10月11日条例第52号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の山形県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされる公文書の開示の請求について適用し、施行日前になされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

(山形県情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 山形県情報公開条例の一部を改正する条例(平成12年7月県条例第50号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(山形県情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の山形県情報公開条例の一部を改正する条例の規定は、施行日以後になされる公文書の開示の請求について適用し、施行日前になされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年12月20日条例第55号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月11日条例第93号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会に諮問されている事項については、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問されているものとみなす。
- 5 山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項及び第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 6 附則第2項及び第3項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月16日条例第15号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第2号口の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前になされた請求に係る公文書の開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月21日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日条例第58号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の山形県情報公開条例第11条及び改正前の山形県個人情報保護条例第22条に規定する不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する不服申立てに係る改正前の山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づく調査審議については、なお従前の例による。